

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正 (漁業管理課) (4・5 掲示)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	5
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	5
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（2件） (都市計画課)	6
入札公告	
○一般競争入札（高知県庁プリントサービス）の公告 (デジタル政策課)	6

告 示

高知県告示第452号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和4年4月5日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

9の(1)の表を次のように改める。

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いそうお三枚網	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域2	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域3	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域4	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域5	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域6	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者

			数			
	操業区域7	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域8	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域9	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
いそ お、いせ えび三枚 網	操業区域11(1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域11(2)	5月1日から9月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域11(3)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域12(1)	9月16日から翌年3月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域12全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域12(2)	4月1日から9月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域12全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域12(3)	1月1日から4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域12(4)	11月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域13(1)	10月1日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域13(2)	5月1日から6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域13(3)	11月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域13(4)	1月1日から4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域14	10月1日から翌年5月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域15	10月1日から翌年6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域16	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者

			数			
	操業区域17	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域18	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域19	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域20(1) 操業区域20(2)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域21(1) 操業区域21(2)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域22(1) 操業区域22(2)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域23	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域24	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者
くるまえび三枚網	操業区域25	4月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	44	漁業権区域で操業する場合は、漁

			数			業権者の同意のある者
たい三枚網	操業区域26	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

9の(3)中
「コ 操業区域10
を
「コ 操業区域10
点の位置
基点甲 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市松崎・益野界(投上石)共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,063号の漁場区域)。
」
サ 操業区域11
に、「サ 操業区域11」を「シ 操業区域12」に、「シ 操業区域12」を「ス 操業区域13」に、「ス 操業区域13」を「セ 操業区域14」に、「セ 操業区域14」を「ソ 操業区域15」に、「ソ 操業区域15」を「タ 操業区域16」に、「タ 操業区域16」を「チ 操業区域17」に、「チ 操業区域17」を「ツ 操業区域18」に、「ツ 操業区域18」を「テ 操業区域19」に、「テ 操業区域19」を「ト 操業区域20」に、「ト 操業区域20」を「ナ 操業区域21」に、「ナ 操業区域21」を「ニ 操業区域22」に、「ニ 操業区域22」を「ヌ 操業区域23」に、「ヌ 操業区域23」を「ネ 操業区域24」に、「ネ 操業区域24」を「ノ 操業区域25」に、「ノ 操業区域25」を「ハ 操業区域26」に改める。
10の(1)の表中
「
周年
」
10月1日から翌年8月31日まで
」
を
「
10月1日から翌年8月

31日まで
周年

に、

0

を

9

に改め、10の(3)のイの(ア)中「を除く」を「を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,087号及び共第2,088号の漁場区域)」に改め、10の(3)のイの(イ)中「共第2,087号、共第2,088号及び」を削る。

13の(3)のイ中

「 点の位置
 基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点B 香南市夜須町手結崎灯台
 基点Aから磁針方位185度0分の線及び基点Bから磁針方位184度0分の線により区切られた海域のうち漁業権区域 」

を

「 点の位置
 基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点B 香南市夜須町手結崎灯台
 基点C 香南市夜須町手結崎浦戸瀬県漁場基点
 基点D 基点Cから磁針方位184度の線上の沖合1,000メートルの点
 基点E 基点Bから磁針方位184度の線上の沖合1,000メートルの点
 基点Aから磁針方位185度0分の線及び基点Bから磁針方位184度0分の線により区切られた海域のうち漁業権区域並びに基点Bから基点Eまでの各点を順次に直線で結んだ線及び基点Eと基点Bとを直線で結んだ線により囲まれた海域 」

に改める。

高知県告示第466号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴
 東京都千代田区紀尾井町4番1号

イ 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス吉田店・セブンイレブン高知吉田町店
 高知市吉田町305番ほか

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳晴	東京都千代田区 紀尾井町4番1号
大和情報サービス株式会社	代表取締役 藤田 勝幸	東京都千代田区 飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳	東京都千代田区 紀尾井町4番1

	晴	号
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光 博	東京都千代田区 飯田橋二丁目18 番2号

(4) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する法人の代表者の変更については令和3年4月1日、大規模小売店舗を設置する法人の商号の変更については同年10月1日

(5) 変更理由

設置者の商号及び代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年3月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第467号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡中土佐町大野見吉野1869、1874

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大野見吉野1874（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年4月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山中切字 大森104番9から 高知市土佐山中切字 大森1533番1まで	前	6.7 }	78
	後	14.3 }	78

高知県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業（高知市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和45年6月2日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

令和3年4月9日高知県告示第272号の事業地のうち、高知市口細山字堂ガナロ、字口細谷、字盗人力谷、字三ツ石、

字アヲサレ、西塚ノ原字永田、字泉ヶ谷、塚ノ原字太郎次郎、字佐宗山、字大ガリ又、字雨堤、字三又、長尾山町字月ノ輪、字西ヶ崎、字楠ヶ谷、字長尾前、字松ヶ下、字長尾、字四月田、字中津町、水源町字長尾ノハナ、字長尾前、横内字東大カリ又、字北横内、佐々木町字尾崎、字タブノ本、字松本、字木ノ峯、字尾崎前、字下タブノ本、旭天神町字西新道谷、字新道谷、字陣ヶ森、字箕越、字助吾郎畑、字柳瀬、字横枕、北端町字四良岡、字西ノ城、字中ノ城、字カロトロ、字八幡ノ南、字ヲキヤシキ、字車田、字西光寺、南元町字助吾郎畑、字西助吾郎畑、福井町字向ヲ山、字青サレ、字ツエノ下、字亀ノ森、字山本ノ前、字西市ヶ坪、字東市ヶ坪、字地藏ヶ森、字小田、字山添ノ下、字長谷、字山添、字弓場、字松ノ岡、字谷田、字亀尻、字大橋、字サカヤシキ、字北市ヶ坪、大谷公園町、槇山町、朝倉戊字槇、字赤石、朝倉己字東雲、字火打岩、字鏡岩、字男女ノ湊、字アジロ谷、字中山ノハナ、字松田山、神田字入ル谷、西久万字高野谷及び字高野口地内を事業地に加える。

令和3年4月9日高知県告示第272号の事業地のうち、高知市西塚ノ原字口細、字平田、字フキ谷、横内字東横内、字北石、字北木ノ峯、字松ヶ谷、字東大カリ又、字中澤、字ハゲ田、字鍋蓋、字北大内、北端町字南四良岡、字カゾク、元町字助吾郎畑、字西助吾郎畑、旭上町字長尾ノハナ、字長尾前、字柳瀬、旭町一丁目字下中田、旭町二丁目字カヤリハタ、字上中田、旭町三丁目字大開地助吾郎畑、字下島、字上大榎北カイチ、赤石町字赤石、字古川、字ミドロ、旭駅前町字古川、字赤石、字郷境、字南カグソ、中須賀町字イカタツ、字車田、字南カグソ、字古川、福井扇町、福井町字堀口、字宮ノ前、字向ヲ山、字カケ屋敷、字カケノ下、字西岡、字前田、字東岡、字谷屋敷、字竹ノ下、字川原ヶ谷、字西ノ森、字タクヒノ谷、字別當、字タクヒノヤシキ、字西山、字中平宗、字東平宗、字西平宗、字北鮎ヶ谷、字岩カラ山、字葛蒲田、字野々村屋敷、字栗ノ木橋、字ムシマ、字蔵屋敷、字山本屋敷、字馬屋尻、字越知神、字山本西畑、字谷川、字クダケ岩、字山ノカケ、字棚田、字大平、字落神ノ前、字北大柏、字南大柏、字大柏山、字カロヲトロ、字城ノ西、字三代ノ上、字城山、福井東町、鶴来巢、若草南町、朝倉西町二丁目、朝倉戊字正吉、字南門田、字棚田、朝倉甲字鯉ヶ橋、字船戸、朝倉己字笠ウ井、字駒シ越シ、字福止、字南松田、神田字シルタニ、字花ノ水、字五反田、字西山、字谷田、字奥地京谷、字呼子田、字江添、字大山田、字小山田、字落合、朝倉丁字坂本、一宮字イセキ、字イチヤシキ、薊野字清作谷山、大津字東山ノ根、字西山ノ根、字池田丸、介良字山ノ後乙、字西ノハナ乙、字丸山乙、中久万字毛利、字新田、字阿弥陀堂、字鐘突堂、字七月田、字西前田、西久万字西前田、字鐘突堂、字西ノ岡、字中須賀、字末宗、字水

谷、字水谷西路、字蟻ヶ谷、字西ノ宮、字茶田、字山端及び字寺分地内において事業地を変更する。

令和3年4月9日高知県告示第272号の事業地のうち、高知市大津字中ノ町及び字下ノ町地内において事業地を削除する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域の変更（高知市決定）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりいの町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域の変更（いの町決定）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年4月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称及び数量
高知県庁プリントサービス 一式
 - (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 特定役務の契約期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

(4) 特定役務の履行期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

(5) 特定役務に係るプリンタの納入期限

令和4年7月29日

(6) 特定役務に係るプリンタの納入場所

高知県庁の本庁各課及び出先機関、県立学校並びに警察本部及び警察署

(7) 入札方法

ア 入札金額は、用紙サイズにかかわらず、この入札公告に示したプリンタに係る印刷1ページ当たりの単価（円未満小数点以下第2位までとする。）を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館 7階

高知県総務部デジタル政策課

電話番号088-823-9773

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和4年4月15日（金）から同年5月17日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和4年4月15日午前9時から同年5月17日午後5時までの間に高知県総務部デジタル政策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatujouhou-index.html>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年5月24日（火）正午までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内四丁目1番16号 高知電気ビル別館 7階

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示したサービスの実施内容説明書等を令和4年5月17日（火）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に申し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年4月28日(木)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Provision, set-up and maintenance/support of printers and related supplies for Kochi Prefectural Government offices 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 17 May 2022

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 25 May 2022

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the department noted in (5) by noon on Wednesday 24 May 2022

(5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan
Tel: 088-823-9773

(6) Others: As in the tender documentation